厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年12月５日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年１月４日

東京都大田区平和島５丁目４番１号
はとバス厚生年金基金
清算人　若王子秀夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年12月５日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．清算人氏名　若王子秀夫
２．住所　東京都大田区平和島５丁目４番１号

平成30年１月４日　はとバス厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢45歳～75歳位の女性、身長約147㎝、中肉、着衣は紺色長袖カットソー、青色ジーンズ、ベージュ色長袖Ｔシャツ、白色タンクトップ、ベージュ色ストッキング、ベージュ色ショーツ、ベージュ色ブラジャー、遺留品は白色ベルトのアナログ腕時計

上記の者は、平成29年５月10日午前７時49分、札幌市中央区大通東10丁目水穂大橋から上流70m、左岸から15mの豊平川内において発見された。死因は不詳。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してありますので、心当たりの方は、当市中央区保健福祉部まで申し出てください。

平成30年１月４日

北海道　札幌市長　秋元　克広

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20～50歳代程度の男性、下半身のみの全長約117㎝、着衣はズボン、下ズボン、ジャージズボン、パンツ、所持品なし

上記の者は、平成29年12月８日午前８時30分頃、秋田県にかほ市金浦字赤石６番５地先赤石浜海水浴場入口から南方約250mの波打ち際において下半身のみが発見されました。遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成30年１月４日

秋田県　にかほ市長　市川　雄次

公示送達

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地の指定の通知は、送付を受けるべき者及び送付すべき場所が確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを東京都日野市東平山一丁目６番地の11において掲示しています。

平成30年１月４日

日野都市計画事業
西平山土地区画整理事業
施行者　日野市
代表者　日野市長　大坪　冬彦

記

１　送付をうけるべき者の氏名及び住所
氏名　菊池　勇夫
住所　千葉県松戸市上本郷3504番地　ベルピア北松戸１－１－104号

２　通知の内容
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有の宅地については、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に東京都知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地の指定の通知は、送付を受けるべき者及び送付すべき場所が確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを東京都日野市東平山一丁目６番地の11において掲示しています。

平成30年１月４日

日野都市計画事業
西平山土地区画整理事業
施行者　日野市
代表者　日野市長　大坪　冬彦

記

１　送付をうけるべき者の氏名及び住所
氏名　菊池富美子
住所　不明

２　通知の内容
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有の宅地については、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に東京都知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地の指定の通知は、送付を受けるべき者及び送付すべき場所が確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを東京都日野市東平山一丁目６番地の11において掲示しています。

平成30年１月４日

日野都市計画事業
西平山土地区画整理事業
施行者　日野市
代表者　日野市長　大坪　冬彦

記

１　送付をうけるべき者の氏名及び住所
氏名　横田　尭子
住所　神奈川県藤沢市鵠沼桜が丘一丁目７番30号

２　通知の内容
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有の宅地については、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に東京都知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。